

記者会見要旨

日 時：2023年11月15日（水）午後2時30分～午後3時20分
場 所：太陽生命日本橋ビル 12階 証券団体会議室
出席者：森田会長、岳野副会長、松尾専務理事
※実形式・オンライン形式での開催

冒頭、岳野副会長、松尾専務理事から、証券戦略会議及び自主規制会議の状況について、それぞれ説明が行われた後、大要、次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

中間決算シーズンが終わり、証券業界も概ね堅調な決算だったかと思う。上半期の事業環境の振り返りと、下半期に注目されている点を教えていただきたい。

（森田会長）

上半期については、マーケットが非常に好調だったということもあり、概ね好調な決算だったのではないかと思う。

下半期については、このところ、株価は強くなっているものの、下半期当初はボックス圏で相場が推移していたため、上半期に比べて鈍った部分もあるかもしれないが、基本的には上半期と、あまり変わらない状況で推移しているのではないかと思う。引き続き、顧客の投資に対する関心の高さは各証券会社も感じているようである。

下半期に注目している点は、やはり新しいNISAが1月からスタートすることではないか。国民のNISAへの関心は、非常に高いものがある。これについては、マスコミの方々が取り上げていただいていることも関心の高さに繋がっている部分があると思うので、御礼申し上げたい。国民の方々にこの新しいNISA制度を正しく理解をしていただいた上で、国民の多くの方々に実際に使っていただき、そして、それだけではなく、この制度による恩恵を受けていただくことが非常に重要だと考えているため、我々として業界を挙げてしっかりと取り組むたい。

先ほども申し上げたが、前期の業績が好調な要因は、マーケットの

状況が何よりも大きいですが、根底には証券投資に対する国民の意識の変化というものもあるように思う。この新しい NISA 制度を契機に、さらにその機運を本格的で、大きな流れに持っていけるかどうか、今後の証券業界の成長ポテンシャルという意味でも重要であると思うため、大事な下半期だと考えており、しっかりと取り組んでいきたい。

(記者)

来年から NISA が大幅に拡充することに伴い ESG 投信に関心を持つ個人投資家の方も増えるのではないかと思う。証券業界として、個人投資家に ESG 投信の普及を進める方策や、課題について会長の考えをお聞かせいただきたい。

(森田会長)

新しい NISA 制度によって、証券投資に関心を持ってもらうことが重要になるのだろうと思う。関心を持ってもらい、証券投資をいざ行う際に、ESG 投信というものも選択肢の一つになるのだろう。

商品供給側に対しては、ESG 投信について過去にウォッシュの問題が指摘されたこともあり、今年 3 月に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正も行われた。それに則った厳格な運用が重要であり、それをしっかり実施してほしいという思いがある。

個人の方々にも、この ESG について興味を持っている方、自分自身も貢献したいという思いを持っている方も一定数いると思う。そういった関心層が、投資行動に移るときの留意点、例えば、その投信がどういう運用方針なのか、あるいは企業との対話はどの程度行われているのか、実際に過去の実績はどうか等について、販売サイドの方々がサポートしていくことが重要になってくると思うため、しっかり取り組んでいくことが大切なのではないか。

(記者)

偽広告については、証券会社に限らず色々と目にする。具体例が挙げられていないが、著名人とは例えばどんな方を使ったものがあるのか。また、それはいつ頃から、どのように、どんな形で見られるようになったのか。見つけた場合の対応としては、まずはコールセンタ

一に相談することになるのか。

(岳野副会長)

事実関係などについて説明すると、例えば、資料2「証券会社をかたる広告等への注意喚起について」の11頁をご覧ください。本協会では、株主優待で幅広く人気のある将棋棋士の桐谷氏の動画を提供しているが、その画像を切り取って使われたというケースがある。

まずは、ホームページで注意喚起等を行い、その中で悪質な偽アカウントの文言例や、見分け方のポイントを掲げている。また、「少しでも怪しいと思った場合には、直ぐにやり取りを中断して以下のような方法で証券会社へご確認ください」という形で、ある証券会社を騙ったと思われる何者かとやり取りをしている時におかしいと思ったら中断をして、その証券会社の公式ホームページに掲載されているコールセンター等へしっかりと問い合わせを行っていただくように示している。さらに、証券会社の公式ホームページ等で、具体的に同社を使ったフェイクなどがある旨の注意喚起がされていないか、まずは見ていただくことから対応していただきたいと思っている。

それから、おかしいなと思う所から投資勧誘を受けたり、金銭の支払いの話が持ちかけられたりした場合には、やり取りを中断して絶対に入金を行わないようにと注意喚起している。そして、この段階まで来た場合には、振り込め詐欺等と同じ対応になるが、金融庁、警察又は日証協に直接ご相談いただきたいとしている。

また、「偽アカウント・偽広告等の運営会社に対して、違反の報告を行ってください」とあるが、これはこれで行っていただきたいと思うが、まず身を守っていただくことが大事であると思っている。

今、私どもができることとしてお示ししているのは以上である。

(森田会長)

実在する証券会社や有名人の名前を騙るケースが多く出てきている。お客様に注意喚起していくことが大事であり、本当に疑わしいと思ったらすぐにホームページ上の実際の証券会社のコールセンターに連絡・確認を取っていただく、あるいは金融庁、警察、本協会の方に連絡をいただくということなのだと思う。

いずれにしても、こういったものが増えてくる世の中になってきているため、我々としては何度も注意喚起をしていくことが非常に大事になってくる。

これは金融業界だけではなく広範に行われていることであるため、様々な業界が意識して注意喚起を行って防いでいくしかないと思っている。

(記者)

2016年ぐらいからの実例が出ているが、ここ最近増えてきた感触があるのか伺いたい。今年に入ってからののか。

(岳野副会長)

古い実例を挙げているが、ここ最近、SNS、SMSを使った悪質な偽広告・偽勧誘が横行していると認識している。

いつからとは断定しにくいですが、少なくとも昨年横行していれば、昨年からの議論をしていることから、最近ではあると思っている。

(森田会長)

証券投資に関心が高まっていることも影響していると思う。そのため、より一層気を引き締めて取り組んでいかなければいけない。

(記者)

三木証券に対する処分について、高齢者を狙った背景をどのように考えているか。また、高齢者を狙うことは以前からもあったかと思うが、防止策として協会ができることや、会長の現状認識を伺いたい。

(森田会長)

まず、4期連続赤字の中で、経営陣から収益重視と受け取れる発言があり、そのプレッシャーが結果的にこうした事案に繋がったのだと思う。加えて、それをチェックすべきコンプライアンス態勢が整備されておらず、人員も半数になっていた。同社には、以前にも、本協会の監査において、現状のコンプライアンス態勢では難しいのではないかという指摘をしていたにも関わらず、その当時に比してコンプライアンス人員を半数にするということは、単純にチェックが効

かないということだけでなく、それが社内へのメッセージとなってしまふ。そういう意味でかなり問題の多い案件だと受け止めている。

協会としての対応は、当然、監査をしっかりと行い、このような事案が発生しないようにしていくことが大事であり、こうした事案も含めて、当たり前ではあるが、各社に対していかに顧客本位の業務運営が重要であるかを訴えるとともに、こういう事案をしっかりと説明して、同じことが起こらないようにということをきちんと言っていくことが大事なのだろう。そういう意味で、過怠金あるいは勧告を行ったことを示していくことも大事である。

本件の見解については、三木証券において、金商法に違反して適合性原則に抵触する業務運営の状況が認められたことから、本協会として、「過怠金の賦課 8,000 万円」の処分を行うこととしたが、本件は、証券業界に対する投資者の信頼を揺るがしかねない事態で誠に遺憾であるとともに、当社にはこのような事態が再発しないように経営管理態勢・内部管理態勢の強化を図ることなどを勧告しており、しっかりとそれらを意識した運営を行っていただきたいと考えている。

(記者)

大手であればおそらくコンプライアンスもしっかりしていると思う。中小がしっかりしてないとは言わないが、どうしても厳しい環境下で、人間的な問題で、例えば今回のようにコンプライアンス部門の人員を減らすといったことはあると思う。今回の事案は、中小だからこそ起こりえたという考え方もあるのか。

(森田会長)

本件はかなり極めて例外なケースだと考えている。特に今、これだけ証券投資に対して関心が高まっている中、顧客本位の業務運営を心がけていこうと皆で対応している中のことでもあるため、中小だからこうした事案が起こるということではなく、本当に特殊な事例だと理解している。こういうことが起こってはいけないということで、かなり重たい処分になっていることを理解していただきたい。

(記者)

偽広告について、個人に注意喚起をされているのは分かるが、根絶

のためには、プラットフォーマーや当局、捜査機関等と何か連携を取っているのかお伺いしたい。

(岳野副会長)

まさに今、その検討をしているところである。資料2の1頁に、検討事項を三つ掲げている。投資家が騙されないための工夫の一つとして、まずは注意喚起を緊急で行ったということで、証券会社・協会としてどう対応するのか、法的な部分も含めて対応していくのか検討している。また、まさにプラットフォーマーに偽広告を掲載しないようにしてもらい、あるいは削除してもらいことができるのか、あらゆることを検討していくつもりでいるが、現段階でまだお話しできる状況になく、まずは緊急的に投資家向けの注意喚起を行ったということである。今後の検討を踏まえたアクションについては、その都度ご説明してまいりたい。

(記者)

お客様に対してプラットフォーマーに通報をと言っているが、証券会社や日証協が見つけたのであれば、まず見つけた社が早急に伝えるべきものだと思うが、それを周知せずに検討しているということなのか。

また、現段階でお話できる段階にないというのは、検討していてまだ決めていないからお話できないのか、当局と全体的な対応として詰めている段階だからなのか、伺いたい。

(岳野副会長)

当然、個別の対応は適宜行っている。協会としてこの場で組織的にこういうことをしていると発表できる段階にないということである。当局も含めて、我々でも組織的に何をしていくかについての合意なりプログラムが固まっていないという理解である。

繰り返しになるが、個別対応はそれぞれ行っており、投資家向けの注意喚起についてのみ行ったというよりは、投資家向けの注意喚起について協会、金融庁という組織として対応したということで、発表を差し上げている。

(森田会長)

実際に被害に遭っている証券会社が、各社対応しているとは思いますが、それぞれどう対応しているかまでは我々も把握できていない。ただ、頻繁に様々な事案が出てきているため、我々として行っていかなければいけないことは、まずお客様が被害に遭われないように注意喚起することであると考えている。

(記者)

三木証券への処分について、過怠金の賦課 8,000 万円という処分や、経営姿勢の刷新、業務改善計画の実施といった勧告は、過去の事例と比べて重いのか。また、当社は足元 4 期連続の赤字の中、過怠金を課されて経営に問題はないのか。

(森田会長)

まず、当社への処分及び勧告の内容は重い。そして、過怠金は経営の継続性を踏まえて考えていることをご理解いただきたい。

(松尾専務理事)

当社は、自己資本規制比率も法定の水準を大幅に上回っており、今回の処分による過怠金 8,000 万円の支払いが、当社の経営に重大な影響を与えるものでなく、経営の継続性に問題はないと考えている。

(記者)

10 月 11 日に東証でカーボンプレジット市場の取引がスタートして、約 1 ヶ月が経った。SBI ホールディングスとアスエネ株式会社が共同設立した Carbon EX 株式会社の方でも同じように、カーボンプレジット市場の取引が始まっている。この 1 ヶ月の東証の取引高を見ていると、当初は結構な商いがあったが、その後はそれほど活発には取引が行われていない状況にある。森田会長からご覧になって、カーボンプレジット市場の現状と今後について、どのようにお考えかお聞かせいただきたい。

(森田会長)

まず、こういったマーケットができたことが非常に大事なことな

のではないかと思う。価格がつくこと、取引ができているということは、非常に大きなことなのだと思う。その価格がより適正なものに近づけば、より意識喚起にも繋がる。実態を伴ったものになっていくためには、やはり市場参加者が増え、そして取引高が増えてくることが非常に重要であり、今後増えていくと良いと思う。スタートを切らないと何も始まらないため、まずスタートが切れたことがすごく良いことだと感じている。

そして、よくクレジットの価格がヨーロッパ等と比べると少し違うという議論も出るが、これは例えば税金の問題等、各国によって状況が全く異なるため、価格自体が他国と異なることはあっても良いことだと思う。ただ、将来的には、均等になっていくはずである。

そういった観点も含めて、ここからの発展が非常に重要になってくる。我々としてもその推移を見守っていきたいと考えている。

(記者)

高齢者の証券取引について伺いたい。認知症になった場合に銀行業界では、一定の条件下で預金を引き出せることになっているが、証券界ではどういう状況なのか。今後、高齢化とともに認知症の方も増えるのは避けられない現実だが、証券界としてどのような対応をお考えか。

(森田会長)

高齢顧客への対応について、どう考えてどう取り組むかは非常に重要である。お金の所在は高齢者層に偏っており、今後の日本を考えたとしてもまさに大きな課題だ。

高齢顧客が認知症となって、必要な資金がある場合などは、当然、各社で判断をし、銀行業界と同様に対応している。

ただ、高齢者の問題はそれだけではなく、成年後見人が制度としてはあるものの、実際はあまり使われてないという点は考えていかなければいけない。以前から申し上げているが、我々は代理人の拡充ができないかを研究し、推進していけないか取り組んでいる。私が本協会の会長に就任した際、取り組みたい4つの重要課題をお話し、そのうちの3つは達成できたが、残りの1つとしてできてきてないのがこの問題である。

これは非常に大きな問題でもあり、センシティブな問題でもある。現在、我々が考えているのは、高齢者が元気なうちに、信頼できる身内を代理人として、もし自身が認知症になった際に基本的な権利を与え、その権利の範囲も当人が元気なうちに決めておくというもので、そういったことができないか研究している。実際に米国では事例がある。

課題先進国としてこの問題を何とかクリアできないかと取り組んでいるが、様々な意見があり、まだ集約しきれていない。今期何とか道筋をつけようとしている最中であるということでご理解いただきたい。

(記者)

確かに、成年後見人制度の拡充という話になると、法制審マターとなり、結論がいつになるのかわからないのが現実だと思う。そこで金融取引・証券取引に限った代理人、要は特別立法だと思うが、そういう選択肢をお考えだという理解でよろしいか。

(森田会長)

どこまで権利を与えるかは、例えば証券取引にしても、売却してお金を引き出すにしても、高齢者と代理人の間で取り決めれば良いことであるため、信頼できる代理人がいれば、そのようなことができるのではないかと思う。

(記者)

民と民の契約の世界の話なのかもしれないが、オーソライズできる、ひな型的なものを作るという制度設計のイメージでよいのか。

(森田会長)

おっしゃるとおりである。かなり難しい問題だが、これだけの高齢社会でかなり大きな問題である。ただし、信頼できる人がいなければ成り立たないため、全ての人が利用できるわけではないが、信頼できる人がいる場合には、せめてそういうところから入っていけばよいのではないか。

(岳野副会長)

特別立法という話があったが、我々が検討しているのは、現にある民法の任意代理の枠組みを使って、今、会長が申し上げたような家族の代理人のような仕組みが作れないかを勉強中ということだ。

(松尾専務理事)

特別立法を考えているということではないということだ。

(記者)

12月で銀行の投信窓販が本格的に解禁されてから25年になるが、銀行による投信の残高自体は増えているものの、シェアで見ると低下傾向にある。ここまでの銀行による投信販売の歩みについての評価や課題について、また新NISAが始まる中での今後の期待を伺いたい。

(森田会長)

確かに銀行等のシェアは、このところ4割前後で推移しており、足踏みをしているのは事実だと思う。ただこの25年を振り返ると、銀行の参入で、証券業界ではリーチの届かなかった顧客にそのリーチが届き、一定の成果があったと思う。実際、個人金融資産に占める投信の割合は、銀行が窓販で参入した1998年当時は2%弱だったが、現在4.4%まで上がっていることを踏まえると、銀行の参入による影響が大きかったのだろう。ただ裏を返すと、まだ4.4%しか保有していないということであるため、その事実を受け止め、来年の新しいNISAを契機として、大きく流れを変えていくことができるかどうか非常に重要である。顧客の幅広いネットワークを持っている銀行界の役割は大きいため、当然証券界も頑張るが、銀行界の取り組みも大いに期待したい。皆で頑張って取り組むということであろう。

(記者)

三木証券の処分の件について、顧客18名の年代と、「会話がかみ合わない、数分前の会話を覚えていない」ということは、認知症の初期症状が出ていたということなのかを伺いたい。

(松尾専務理事)

認知症かどうかは専門医でなければ認定できないことであり、行政や日証協で行えないことである。ただ、行政が検査に入って「数分前の会話も覚えていない、話がかみ合わない」という状況であったことをファクトとして押さえているということである。

(記者)

「必要な方法及び程度による説明を行うことなく」という記載は、例えば日証協の高齢顧客のガイドラインに基づいていなかったということか。

(松尾専務理事)

ガイドラインに基づくかどうか以前に、数分前の記憶がない相手に、いくら説明をしても、それは必要な説明を行ったことに当然ならない。

(記者)

そうであるとする、普通の商品であれば理解できたが、外国株だったから理解できなかったということではなく、それ以前の認知能力の問題であったということか。

(松尾専務理事)

ご認識のとおりである。

(記者)

当該顧客は、高齢顧客のガイドラインが対象とする「75歳以上」に当てはまる人たちなのか。

(松尾専務理事)

80代から90代である。

(森田会長)

本事案は、ガイドラインで実行しないといけないことが形骸化していたということである。

今のご質問は第一線のフロントサイドの問題であるが、当然第二線で確認を実施しなければならない。上席者が、取引について確認をしなければならないわけだが、確認をせず挨拶程度で済ませていたということでチェック機能が働いていなかったといえる。

以上